

令和5年度取組事業（参画）

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の 実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
1	企画政策課	生駒市総合計画審議会	第6次生駒市総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果を検証するために開催する会議。	第19条(総合計画等の策定)	近畿大学・畿央大学・立命館大学・文科省CSマイスター・自治連合会・CODE for IKOMA・商工会議所・エコネットいこま・生駒市民生・児童委員連合会・生駒市健康づくり推進員連絡協議会・公募市民	○		○	○	○	○		○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会委員からいただいた意見をもとに、「令和4年度第6次生駒市総合計画進行管理検証報告書」をとりまとめ、庁内各課にフィードバックした上で市HP等で公表した。また、第6次総合計画第2期基本計画(案)の答申を行った。	①実施予定	
2	企画政策課	生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の評価や達成状況を検証するために開催する会議。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	近畿大学・帝塚山大学・南都銀行・日本政策公庫・商工会議所・株式会社エヌ・アイ・プランニング・連合奈良・市民代表			○		○	○		○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	第2期総合戦略における各施策の取組状況について、会議参加者からいただいたご意見をもとに行政経営会議で評価を決定し、「令和4年度生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理検証報告書」をとりまとめ、市HP等で公表した。	②実施しない	第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略から生駒市デジタル田園都市構想総合戦略に改訂し、第6次総合計画第2期基本計画として一本化された。それに伴い、今後は総合計画審議会において審議を行うため。
3	企画政策課	生駒市行政改革推進委員会	現下の厳しい財政状況等を踏まえ、社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営を実現するため、持続的な発展を可能とする行政運営の仕組みを、広く市民の意見を求めながら確立していくための委員会。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	立命館大学・大阪教育大学・京都府立大学・自治連合会・民生・児童委員連合会・公募市民				○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	生駒市行政改革推進委員会において、令和4年度の「後期行動計画」の取組状況の確認をしていただくとともに、「『生駒市行政改革大綱』の見直し」と「生駒市行政改革大綱 後期行動計画 取組状況評価報告書【令和4年度】」の答申を行った。	①実施予定	
4	総務課	生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会	情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、実施機関からの諮問に応じたの答申や両制度の在り方について協議を行う。	第39条(審議会等)	学識経験者・自治連合会・民生児童委員連絡協議会・PTA協議会・公募市民				○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会開催件数：1回	①実施予定	
5	防災安全課	生駒市防災会議	生駒市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 また、市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	第39条(審議会等)	県・学識経験者・自治連合会・議会・市民・事業者	○			○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度は令和6年2月28日に開催し、地域防災計画の修正の審議等を行った。 課題としては、会議の中で委員からの発言が少なく、活発な意見交換が乏しいことが挙げられる。	①実施予定	
6	消費生活センター	生駒市消費生活審議会	消費者保護条例の規定による権限に属する事項のほか、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者・自治連合会・商工会議所・市民	○			○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度は令和5年5月16日に開催し、令和4年度中の相談概要や令和5年度の取り組み内容について審議等を行った。 委員の皆様それぞれが自分事として捉えていただいており、活発な意見交換を行うことが出来ている。	①実施予定	
7	男女共同参画プラザ	生駒市男女共同参画審議会	生駒市男女共同参画推進条例第10条に記載されている男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画について、生駒市男女共同参画審議会の意見を聴きながら策定する。	第39条(審議会等)	学識経験者・団体推薦者・公募市民					○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	生駒市男女共同参画行動計画(第4次)策定計画に係る市民アンケート調査の内容検討に始まり、報告書作成まで意見をいただいた。アンケート結果をもとに令和6年度に行動計画を策定します。	①実施予定	
8	地域コミュニティ推進課	生駒市市民自治推進委員会	市民、議会及び行政が、それぞれの役割を担ってよりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るための組織。市民自治推進委員会の開催を通じて、生駒市における参画と協働のまちづくりの進捗状況を把握や自治基本条例及び解説文の見直しを実施している。	第55条	学識経験者・自治連合会・老人クラブ連合会・議会・市民				○				○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度から6年度にかけて自治基本条例の見直しを行い、現状に即した解説文の修正を実施した。職員や市民等に対して、自治基本条例の理念の浸透に向けた取組が必要である。	①実施予定	
9	市民活動推進センター	生駒市公益活動アドバイザー会議	市民活動の更なる促進及び発展を図るとともに、様々な地域課題の解決に繋がる公益活動の育成と様々な活動主体が自立的に公益活動を展開する地域社会の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求める。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	学識経験者		○			○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	地域社会活動創出支援事業(まちサボいこま)の採択団体に対して、法令等に基づく専門性の高いアドバイスをいただいている。 (アドバイザー会議4回実施) 今後は、市内で行われる市民公益活動や、市民活動推進センターの事業に対しても、地域公益活動の育成と推進を行えるよう、アドバイスを受ける必要がある。	①実施予定	
10	SDGs推進課	生駒市環境マネジメントシステム推進会議	市民監査委員との協働による環境マネジメントシステムを導入することにより、生駒市自らも一事業者として率先してエコオフィスづくり等の環境保全に取り組むとともに、環境関連計画の確実な推進を図る。	第39条(審議会等)	市民								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	・新たな「環境マネジメントシステム運用方針」を策定した。 ・環境関連計画の一体的な管理を行う環境マネジメントシステムの運用を行った。	①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
11	SDGs推進課	生駒市環境審議会	生駒市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために調査、審議を行う。 学識経験者・市議会議員・その他市長が必要と認める者として、自治会をはじめとする市民団体、公募市民及び事業者からの代表者で構成。	第39条(審議会等)	市民、団体、事業者、大学			○	○	○	○		○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	・11月に環境審議会を開催し、「生駒市の環境」について審議した。	①実施予定	
12	SDGs推進課	環境モデル都市及びSDGs未来都市推進協議会	本市が内閣府から選定され、策定している生駒市環境モデル都市アクションプラン及びSDGs未来都市計画の取組を着実に推進するための提案等を行う。地域のステークホルダーである市民、事業者、研究機関等で構成。	第39条(審議会等)	事業者、市民団体、大学			○	○	○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	・1回開催し、環境モデル都市アクションプラン及びSDGs未来都市計画に係る進捗報告を行った。	②実施しない	各附属機関等の対象分野の重複を解消し、事務の効率化を図るため、協議会を廃止したため。
13	SDGs推進課	いこまSDGsアクションネットワーク	生駒市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、目指すゴールや生駒市の地域課題の解決に向けて連携することで、SDGsの達成や持続可能なまちづくりを推進することを目的としている。 ネットワークの活動の助言などを求めるため、いこまSDGsアクションネットワークアドバイザー会議(懇談会等)を設置している。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	団体、事業者、大学			○		○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	・市内外から多くの会員に参加いただけた。 ・今後会員同士での自発的な取組の創発が必要	①実施予定	
14	環境保全課	生駒市学研高山地区環境保全対策委員会	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針に基づき、事業者が事業活動を行う際必要となる協定等の審査を行うとともに、事業活動開始後における指針及び協定の履行状態を把握する。	第43条(市民自治協議会等)	学識経験者 北地区自治会連合会				○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	北地区自治連合会より関係自治会長7名を推薦いただき、関西文化学術研究都市事業者の事業活動による環境汚染並びに事故及び災害等の未然防止、適正な管理指導を委員会として行う必要がある。	①実施予定	
15	商工観光課	生駒市商工観光ビジョン懇話会	本市の商工業及び観光のさらなる振興を図るため生駒市商工観光ビジョンを改定するにあたり、学識経験者や事業者から意見又は助言を求める。	第39条(審議会等)	学識経験者・地域経済団体・観光関係団体・金融機関・事業者等							○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	生駒市商工観光ビジョン改定にあたって、懇話会参加者から専門的見地や市民・市内事業者としていただいた現場の意見をもとに、新たなビジョンを策定し、市HP等で公表した。	②実施しない	ビジョン策定済のため。
16	障がい福祉課	生駒市障がい者地域自立支援協議会	障がい者の地域課題についての情報の共有と地域の実情に応じた体制整備についての協議。「障がい者福祉計画」「相談支援事業者の運営評価に関すること」等の協議。	第39条(審議会等)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等	○		○	○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度については、障がい者の地域課題の共有と体制整備について、相談支援事業者の運営評価に関すること及び第7期生駒市障がい者福祉計画の策定にあたっての意見等を協議し、計4回開催した。	①実施予定	
17	地域包括ケア推進課 介護保険課	生駒市介護保険運営協議会(地域包括支援センター運営協議会)	「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域包括支援センターに関すること」「地域密着型サービス事業所の指定に関すること」「その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関すること」を所掌し、介護保険事業の円滑な運営を図る。	第19条(総合計画等の策定)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定	
18	地域包括ケア推進課 介護保険課	生駒市介護保険運営協議会(生活支援体制整備事業生活支援ネットワーク協議体)	「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域包括支援センターに関すること」「地域密着型サービス事業所の指定に関すること」「その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関すること」を所掌し、介護保険事業の円滑な運営を図る。	第19条(総合計画等の策定)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定	
19	地域包括ケア推進課	生駒市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うに当たり、生駒市における関係機関、団体等との情報交換及び連携協力体制の整備を目的として実施。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定	
20	こども政策課	子ども・子育て会議	子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。	第2条(定義)	学識経験者、保育所関係者、学校教育関係者、社会的養護関係者、地域福祉関係者、保護者、公募市民			○	○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和4年度の事業について評価いただき、令和6年度市町村こども計画策定について議論いただき、方向性を定めることができた。令和6年度はこども計画の策定に向け臨時委員を招きさらに活発に議論いただいている。	①実施予定	
21	子育て支援総合センター	生駒市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づく協議会。要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。	第52条(広域連携)	中央児相、幼稚園長・校長会、保育会、医師会、助産師会、民生児童委員連合会、社会福祉協議会、社会福祉法人、警察、保護司会、弁護士、人権擁護委員会、学識経験者	○								【参画】附属機関、懇談会の設置等	各関係機関と連携の強化を行いながら、迅速・丁寧な支援を続けていく。	①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
22	地域医療課	生駒市病院事業推進委員会	病院事業計画、指定管理者と締結する病院の管理に関する協定、病院事業の運営状況の改善について、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議する。	第5条(参画と協働の原則)	医療従事者、学識経験者、市民、議会、事業者(指定管理者)				○		○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続きパートナーの参画により事業を進めます。	①実施予定	
23	地域医療課	生駒市立病院管理運営協議会	生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させる。	第5条(参画と協働の原則)	医療従事者、自治連合会、市民、事業者(指定管理者)				○		○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続きパートナーの参画により事業を進めます。	①実施予定	
24	地域医療課	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会	在宅医療介護の推進に関すること等について意見又は助言を求め、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制を構築する。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○				○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定	
25	地域医療課	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 在宅医療介護推進部会	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討等について意見又は助言を求め、医療及び介護に係る地域の関係機関の連携を強化する。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○				○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定	
26	事業計画課	生駒市バリアフリー整備事業	生駒市バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区に設定した近鉄南生駒駅周辺地区のバリアフリー化を図る	第18条(まちづくり参画における市の責務)	学識経験者、関係団体、各施設管理者ほか	○		○	○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度に協議会を1回開催	①実施予定	
27	事業計画課	地域公共交通検討業務	コミバスの利用状況の評価及び運行内容の見直し等の生駒市地域公共交通計画に基づく事業実施に向けた検討や、奈良交通㈱から提案のあった路線の見直しについての対応の検討等を実施。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	市民、学識経験者、事業者ほか	○		○	○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度に生駒市地域公共交通活性化協議会を4回、分科会を1回開催	①実施予定	
28	みどり公園課	生駒市緑の市民懇話会	「緑の基本計画」に掲げる“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、市民提案の反映や市民の理解を得ながら、緑の都市環境を保全・創造する施策を総合的かつ計画的に推進する。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	学識経験者 緑の基本計画の推進に携わる市民 公募市民							○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	懇話会を毎年複数回継続的に開催し、市民、有識者、活動者などと毎年度の市の施策に意見をもらってきた。市内の樹木調査、市民の森事業の立ち上げ、コミュニティパーク事業、花のまちづくりコンテストの審査など、花や緑に関する協働において一定の成果を挙げてきた。	②実施しない	設置の根拠となっている「緑の基本計画」改定着手に伴い一旦の終了とし、計画改定のための懇話会を別途開催している。今後も、基本的な理念は踏襲しつつ、時代に即した協働の形を検討する。
29	都市づくり推進課	生駒市都市計画審議会	都市計画法により、その権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者 市議会議員 市民団体代表など				○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会開催回数：3回	①実施予定	
30	都市づくり推進課	生駒市景観審議会	生駒市景観条例により、その権限に属することとされた事項のほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者 市議会議員 市民団体代表など				○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会開催回数：1回	①実施予定	
31	学研推進課	学研高山地区第2工区まちづくり事業(学研高山地区第2工区事業推進会議)	学研高山地区第2工区マスタープラン(令和4年6月策定)に基づき、事業を推進することを目的として、奈良県や関西文化学術研究都市推進機構などの関係行政機関や学識経験者等で構成している。事業推進会議では、マスタープランを基本に概ね30haごとに設定する各個別地区の事業内容や地区全体・地区間の機能連携・インフラ整備といった事業の整合性などについて意見交換を行っている。	第39条(審議会等)	学識経験者、関係機関、行政	○				○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度は1回開催	①実施予定	
32	住宅課	生駒市空家等対策計画の改訂及びマンション管理適正化推進計画策定	生駒市空家等対策計画の改訂及びマンション管理適正化推進計画の策定にあたり、懇話会を開催し関係事業者の意見を聞く。また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する。	第39条(審議会等)	学識経験者、関係事業者、関係団体		○			○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	懇話会を6回開催し、専門家等の意見を踏まえ、計画案を策定した。また、会議開催の事前周知、会議内容の公開を適切に実施した。	②実施しない	計画案を策定したため。
33	建築課	生駒市開発事業審議会	開発事業について、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりを実現するため、必要な調査・研究を行い、良好な近隣関係の形成がなされているか、計画が秩序あるまちづくりであるかを審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者	○				○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等		①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の 実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
34	建築課	生駒市建築審査会	建築基準法の規定により、建築主事を置く市町村に設置義務があり、主な事務は特定行政庁が許可をする場合の同審査会同意、または、建築主事及び特定行政庁の処分や不作為についての審査請求に対する裁決を行う。	第39条(審議会等)	学識経験者	○				○				【参画】附属機関、懇談会の設置等		①実施予定	
35	学校給食センター	生駒市立学校給食センター運営協議会	給食センターの運営に関し、研究、協議するための組織として、保健所長、学校長、PTAの代表等で構成。	第39条(審議会等)	保健所長、学校長、PTA協議会、学校給食主任、学識経験者	○			○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等		①実施予定	
36	学校給食センター	生駒市学校給食アレルギー対応懇話会	市立小中学校に在籍する食物アレルギーを有する児童・生徒に対し、学校長、医師会の代表等から学校給食において個別対応の実施に関する意見又は助言を求め、食物アレルギーを有する児童生徒にきめ細やかな対応が行えるようにするもの。	第39条(審議会等)	生駒市医師会、学校長、養護教諭、栄養教諭又は栄養職員、学校給食主任	○				○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等		①実施予定	
37	学校給食センター	生駒市学校給食用物資選定懇話会	安全で良質な給食用物資を確保し、円滑な運営を図るため、学校長、PTAの代表等から意見又は助言を求めるもの。	第39条(審議会等)	学校長、PTA協議会、学校給食主任、栄養教諭及び学校栄養職員、給食センター所長	○			○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等		①実施予定	
38	教育指導課	生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会	協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される。 審議会は、生駒市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関する事項を調査審議するため、教育委員会に附属機関として置いたもの。	第39条(審議会等)	警察署・PTA協議会・人権擁護委員協議会・民生児童委員連合会・青少年指導委員・学識経験者・関係機関の職員 学識経験者	○			○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	関係機関等が集まり本市におけるいじめについての課題を共有したり、いじめに関する研修などを行ったりしている。	①実施予定	
39	教育指導課	生駒市就学指導委員会	障がいのある子どもが、その子どもに合った教育を受けることができるよう、適切な学校や学級を決定するために設置される。	第39条(審議会等)	医師・学識経験者・関係機関の職員					○	○			【参画】附属機関、懇談会の設置等	適切な就学先について検討することができている。名称について他市では就学指導から教育支援へと変更されているところが多く、本市も名称変更について検討する必要がある。	①実施予定	
40	教育指導課	生駒市教科用図書選定懇話会	教科用図書採択年度において、児童生徒が本市立小中学校で使用する教科書をどのように選ぶかについて、様々な立場の人々が集まって話し合い、教育委員会に集約した意見を伝える。	第39条(審議会等)	関係機関の職員・PTA協議会				○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	教科書選定についての意見を教育委員会に提出することができ、採択の際の資料となっている。	①実施予定	
41	教育指導課・教育政策室	これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会	「生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について」が決定されたことを受け、生駒南小・中学校のこれからの学びを実現するため、幅広く意見を求めることを目的として会議を開催する。	第39条(審議会等)	学校運営協議会、自治会、PTA、保護者、教職員				○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	本会議においていただいた意見をもとに、生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想の核となる新しい学校を作っていくための視点を整理できた。	②実施しない	基本構想が策定されたため。
42	生涯学習課	芸術会館美楽来美術品収集懇話会	芸術会館が所蔵する美術品等の収集を適正かつ円滑に行うにあたり、意見又は助言を求め、美術品の寄贈受理の可否を検討する。	第39条(審議会等)	学識経験者					○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	寄贈の届けの提出が無い限りは開催されないが、開催の場合は作品の分野によって該当分野に精通した学識経験者を新たに一から探す必要がある。(直近の開催は令和2年度)	②実施しない	案件の都度開催する懇話会。現在案件の予定は無いが、案件が出れば開催。
43	生涯学習課	生駒市文化財保護審議会	市指定文化財の指定等について教育委員会の諮問に応じ審議答申を行なう。(文化財に関し高い見識を有する者で構成)	第39条(審議会等)	学識経験者					○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	委員の高齢化が課題となっていたが、令和6年度に新しい委員を委嘱し、文化財指定に向けて具体的に動き始めている。	①実施予定	
44	生涯学習課	生駒市社会教育委員会	社会教育委員は、社会教育に関して教育長を経て教育委員に助言をおこなうために、社会教育に関する立案などの職務をおこなう。	第39条(審議会等)	地縁組織等			○	○	○		○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	会議は年2回開催。教育委員との意見公開会も1回実施している。社会教育として出来ることや課題を考え、今後も活発な取組が展開されるよう、社会環境の変化等を踏まえ社会教育に期待される役割と方向性を引き続き考えていきたい。	①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の 実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
45	図書館	生駒市史編さん委員会	生駒市史編さん事業を円滑かつ効果的に推進していくため意見又は助言を求める。	第39条(審議会等)	学識経験者								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度は、刊行計画の修正や本編の規格の決定に加え、章・節(案)が出揃いが市史発刊に向け本格的な議論を行った。	①実施予定	
46	スポーツ振興課	生駒市スポーツ推進審議会	本市のスポーツ振興を目的にスポーツに関する問題について調査審議する機関	第39条(審議会等)	スポーツに関する有識者								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	主に市内スポーツ関係の有識者で構成されており、市スポーツ推進計画の進行管理や市教育大綱の策定、その他市スポーツ振興に関する重要事項について調査や審議をいただいた。	①実施予定	
47	広報広聴課	どこでも講座	市民で構成される団体等が開催する学習活動等の場に、市職員を講師として派遣し、市政情報等を提供することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的に実施している。	第46条(情報への権利)	市内に在住し、在勤し、又は在学する者を主たる構成員とし、講座の開催に際し、おおむね10人以上の参加者を設定できる団体及びグループ			○	○			○	○	【参画】講座等	毎年度各課にメニューの更新を依頼し見直しているが、受講される講座が限られている。また、講座が事業単位であるため、市の施策を体系的に学ぶことができないなど、市政を説明する機会として十分とは言えない	①実施予定	
48	人権施策課	人権教育講座「山びこ」開催	学校・家庭・地域など、日常生活あらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、身近な人権侵害に気づき、その解決に向けたリーダーの養成を図るため、市民や事業者に向けた人権教育講座(年7回)として開催。	第6条(人権の尊重)	生駒市人権教育推進協議会、自治会、民生・児童委員等				○			○	○	【参画】講座等	山びこ講座の参加者は、これまで受講対象者が中心だったが、令和5年度から毎回ごとに一般参加も可能としたことから、参加者数は増加傾向となった。 例年、年間7回開催だが、令和6年度は特別講座として人権映画の上映を含め8回開催した。 講座は平日開催のため、就労世代の参加者が少ないことが課題。	①実施予定	
49	地域コミュニティ推進課	自治会長市政研修会	自治会の代表者である自治会長及び役員を対象に、より身近に市政への理解を深めていただき、今後の円滑な行政運営を図るため、地区自治連合会ごとに一日市政研修会を、市が実施している。	第4条(情報共有及び公開)	自治会				○					【参画】講座等	講習内容や見学先については各地区単位で選択しているが、今後各自治会長単位で選択できるような工夫も必要である。	①実施予定	
50	障がい福祉課	こころの市民講座	地域住民に向けて、精神障害やこころの健康への理解を深めるための機会や情報を提供し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが住みよい地域づくりへの理解の促進のための講座を開催。	第6条(人権の尊重)	市民			○						【参画】講座等	精神障害の基礎知識や辛い時の援助の求め方等メンタルヘルスについて学びを深める内容で2回開催し、合わせて108人の参加があった。	①実施予定	
51	障がい福祉課	あいサポーター養成講座	障がいの内容や特性、障がいのある方が困っていることを理解し、障がいのある方に対してのちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターを養成する講座を開催。	第6条(人権の尊重)	市民								○	【参画】講座等	地域の民生委員や、近鉄百貨店でのイベントなど広く市民向けに5回開催し、計115人の参加があった。	①実施予定	
52	広報広聴課	ティーミーティング	市政に協力をいただいている団体やグループと市長・担当職員がテーブルを囲んで、活動状況やご意見・考えを聞き、活動を慰労することで、よりよい関係を構築するとともに、市政に反映させる場として実施している。	第29条(広聴対応)	ボランティア団体や協働している団体、関係団体等			○	○			○		【参画】意見交換会	参加者が、活動に対する意見や想い、苦労話を市長や担当職員に直接話すことで、やりがい、モチベーションの向上につながる。また、当該市民参加の事業を実施する上で貴重なご意見を頂ける機会となっている。	①実施予定	
53	防災安全課	災救マップ説明会	避難所情報を閲覧・報告するWebアプリ「災救マップ」について、南第二小校区防災訓練の際に、住民向けの説明会を実施。	第27条(危機管理)	奈良先端科学技術大学院大学、一般社団法人地域情報協創センター					○				【参画】意見交換会	令和5年度に市がアプリを試験運用し、今後の活用について検証。また住民の意見も聴取でき、効果的な活用が見込まれたことから、令和6年度から本格導入することを決定した。	②実施しない	本格導入後のため、今後は意見交換ではなく、周知を進めていく。
54	人権施策課	人権教育地区別懇談会	暮らしの中で人権が尊重される地域づくりとあらゆる差別の解消を目指し、地域で人権を身近な課題として話し合い、地域の絆を深め、地域社会の中に人権意識を培うことを目的として、懇談会形式で開催。	第6条(人権の尊重)	自治連合会、自治会等				○					【参画】意見交換会	生駒市(128自治会)を3つのブロック(北37、西22・中26、東15・南28)に分け、各自治会の協力を得て、3年間で一巡している。 毎年対象ブロックの自治会に開催を依頼をしているが、希望される自治会に偏りがあることが課題。	①実施予定	
55	農林課	地域計画策定	高齢化や人口減少による、農業者の減少や耕作放棄地拡大を防ぐために施行された「農業経営基盤強化促進法」。現状を把握し、地域の農家の方とともに、これから守っていく農地の姿を話し合い、10年後の地域の姿を表した目標地図を作成するための座談会を実施している。	第38条(計画策定手続)	農家区				○					【参画】意見交換会	特になし	①実施予定	
56	商工観光課	新「生駒市商工観光ビジョン」キックオフシンポジウム	事業者や支援機関等を対象に、「生駒市商工観光ビジョン」のめざす将来像と取り組み内容についての説明やビジョンのコンセプトであるエコノミックガーデニングについての講演、意見交換等を実施。	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	事業者、市民、支援機関等	○				○				【参画】意見交換会	86名の参加があった。事業者、市民、支援機関等の横のつながりを作り、「EGいこま」の推進を図ることができた。	②実施しない	キックオフイベントのため、策定年度のみ実施。

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由 ←②の場合記入
						①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)				
57	地域包括ケア推進課	認知症対策部会	①認知症の普及啓発に関する事項②認知症予防に関する事項③認知症ケアの向上に関する事項④多職種連携に関する事項⑤生駒市認知症初期集中支援チームに関する事項について意見や助言をいただくことが目的。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	奈良県・事業者・関係団体	○								【参画】意見交換会	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進める。	①実施予定	
58	建築課	市民フォーラム	予想される巨大地震に備え、急務の課題といわれる住宅の耐震化をすすめるために、「今できること、今すべきこと」を目的に、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』主催で、展示会及び個別相談を開催する。	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	NPO法人 市民		○							【参画】意見交換会		①実施予定	
59	教育指導課・教育政策室	教育フォーラム	生駒市の学校教育について、市民や教職員、教育関係者に広く情報を発信し、ともに教育について考える機会を提供するために実施している。	第4条(情報共有及び公開)	市民・教職員・教育関係者	○			○	○			○	【参画】意見交換会	教育委員会で実施している事業に関連するテーマを設定することで、事業に対する理解度を参加者に深めてもらうことができる。	①実施予定	
60	地域コミュニティ推進課	複合型コミュニティづくり事業計画策定支援ワークショップ	次年度以降から複合型コミュニティづくりに取り組む意志がある自治会を対象として、住民が主体となり、地域課題や市民ニーズの洗い出し、また、解決につながる事業の策定を検討するワークショップを開催した。	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	自治会				○					【参画】ワークショップ	令和5年度は2自治会を対象にワークショップを実施したが、地域内での合意形成が難しく、どちらも複合型コミュニティづくりの実施には至らなかった。	②実施しない	対象を「既に複合型コミュニティづくりに取り組む自治会」に変更し、その地域のニーズや課題に応じて、事業運営をよりステップアップしていくためのワークショップ等を開催する。
61	SDGs推進課	協創ワークショップ	共創を推進するにあたり、民間事業者等とのビジョン共有や課題解決に向けた対話スキルを習得することを目的に実施	第17条(市の職員の責務)	株式会社イマゴト					○				【参画】ワークショップ	令和5年度は庁内職員向けの研修として、課題設定の方法や考え方、他自治体の事例を学ぶ内容とし、35名の職員が参加した。	②実施しない	
62	事業計画課	三者協議	令和4年3月に奈良交通㈱から提出された再編案の対象であった路線について、利用者・奈良交通㈱・市の三者で、地域でできる路線バスの利用促進策について検討し、実施していくための取組。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	市民、奈良交通㈱	○			○	○			○	【参画】ワークショップ	令和5年度は、ひかりが丘住宅線及び生駒ニュータウン線で4回、北田原線で1回開催	①実施予定	
63	図書館	トライ！生駒子ども読書会議	家庭・地域・学校で子どもの本に関わる人が集まり、今後の子ども読書活動に関して課題を抽出し、解決策を見出す。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	市民	○		○	○				○	【参画】ワークショップ	家庭での読書「家読」を共通目標として、意見を出し合い、各メンバーが活発に取り組んでいる。5年度は各回外部講師を招き、広報を行い、一般の方にも参加してもらえる講演会を行った。	①実施予定	
64	デジタルイノベーション推進課	スマートシティ構想の策定	まちづくりの中長期的なビジョンを示す第6次総合計画のもと、各分野の個別計画に基づく施策を分野横断的に進めるスマートシティ政策の指針として生駒市スマートシティ構想を策定する。	第38条(計画策定手続)	市民								○	【参画】パブリックコメント	より多くの市民から意見をいただくために広報活動が必要である。市のHPや各公共施設での資料掲載のみでなくX(旧Twitter)での投稿も行い、7名の方から9件の意見をいただいた。	②実施しない	令和5年度で策定が完了したため
65	商工観光課	「生駒市商工観光ビジョン(案)」の意見募集	「生駒市商工観光ビジョン(案)」について、市民及び市内事業者等から意見を募集する。	第38条(計画策定手続)	市民、市内事業者等					○				【参画】パブリックコメント	資料を市のホームページ及び公共施設(7箇所)へ備付け、結果2件の意見提出があった。	②実施しない	ビジョン策定済のため。
66	障がい福祉課	障がい者福祉計画の策定	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定されている計画を一体的に策定するにあたり、広く市民の意見を聞く。	第37条(計画策定段階の原則)	市民								○	【参画】パブリックコメント	令和6年3月の計画策定にあたり、令和5年12月22日～令和6年1月22日の間に意見を募集した結果、4人から4件の意見をいただいた。	②実施しない	令和6年3月に策定した第7期障がい者福祉計画の計画期間が令和8年度までの3か年のため。
67	住宅課	生駒市空家等対策計画の改訂及びマンション管理適正化推進計画策定	生駒市空家等対策計画の改訂及びマンション管理適正化推進計画の策定にあたり、懇話会を開催し関係事業者の意見を聞く。また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する。	第37条(計画策定段階の原則)	市民								○	【参画】パブリックコメント	令和6年3月25日から4月25日までパブリックコメントを実施するにあたり、広報いこまち3月号で特集記事を掲載し市民に広く周知した。	①実施予定	
68	教育指導課・教育政策室	第3次生駒市教育大綱	生駒市の教育について、これからどうしていきたいのか、という目標や考え方をまとめたもので、この先本市における教育の方向性について示している。	第37条(計画策定段階の原則)	市民								○	【参画】パブリックコメント	パブリックコメントでいただいた意見をもとに、大綱の本文をより分かりやすく記載することができた。	②実施しない	教育大綱が策定されたため。
69	学研推進課	学研北生駒駅中心地区まちづくり推進事業(学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議)	都市計画マスタープランで「地域拠点」と位置付けている学研北生駒駅周辺地区について、平成26年度に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現にむけての計画期として、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進することを目的に、会議を開催している。	第37条(計画策定段階の原則)	学識経験者 周辺自治会代表 事業者 地権者(法人・個人)				○	○				【参画】その他	令和5年度は1回開催	②実施しない	学研北生駒駅中心地区のまちづくりに係る事業進捗に合わせて開催するものであるが、令和5年度の開催以降、当会議に回るべき案件が生じなかったため、実施しない。